各業界団体の長あて

国土交通省土地,建設産業局不動産業課長

「東日本大震災復興特別区域法」及び「津波防災地域づくりに関する法律」 の施行に伴う宅地建物取引業法施行令、宅地建物取引業法施行規則 及び賃貸住宅管理業務処理準則の一部改正について

標記について、「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。)が平成23年12月14日に公布された。これに伴い、「東日本大震災復興特別区域法施行令」(平成23年政令第409号(平成23年12月22日公布))において宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)を下記のように改正し、平成23年12月26日から施行する。

また、「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号。以下「津波法」という。)が平成23年12月14日に公布された。これに伴い、「津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係政令」(平成23年政令第427号(平成23年12月26日公布))において宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)を、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」(平成23年内閣府・国土交通省令第7号(平成23年12月26日公布))において宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)を、「賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する告示」(平成23年国土交通省告示第1317号(平成23年12月26日公布))において賃貸住宅業務処理準則(平成23年国土交通省告示第999号)を下記のように改正し、平成23年12月27日から施行する。

ゆえに、貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

記

1. 宅地建物取引業法施行令第2条の5の改正点(別紙1参照)

宅地建物取引業法第33条及び第36条では、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく許可等の処分があった後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買などに関する広告及び契約の締結をしてはならないこととされており、当該処分については政令で定めることとしている。宅地建物取引業法施行令第2条の5はこ

れを受けて、工事完了前の宅地又は建物の売買などに関する広告及び契約の締結に必要となる、当該宅地又は建物に係る許可等の処分の根拠となる法律の規定を掲げている。

今般、津波法第21条では津波防護施設管理者が津波防護施設区域を指定するものとしているところ、同法第23条第1項に基づいて、当該指定区域内において土地の掘削等をしようとする者は、津波防護施設管理者の許可が必要とされたことから、宅地建物取引業法施行令において所要の改正を行う。

2. 宅地建物取引業法施行令第3条の改正点(別紙1、2参照)

宅地建物取引業法第35条第1項第2号では、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に宅地建物取引業者が説明すべき重要事項のうち、当該宅地又は建物に関する都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限について、契約内容の別に応じて政令で定めることとしている。宅地建物取引業法施行令第3条第1項はこれを受けて、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約について、当該宅地又は建物に係る制限の根拠となる法律の規定を掲げている。

今般、復興特区法第64条第4項では、同条第1項で被災関連市町村が指定した届 出対象区域において建築物の建築等を行う者は、被災関連市町村長に一定の届出が義 務づけられたこと、さらに同条第5項では、同条第4項係る事項のうち一定の事項を 変更しようとするときにも、被災関連市町村長に届出が義務づけられたことから、宅 地建物取引業法施行令において所要の改正を行う。

また、津波法第21条では津波防護施設管理者が津波防護施設区域を指定するもの としているところ、同法第23条第1項に基づいて、当該指定区域内において土地の 掘削等をしようとする者は、津波防護施設管理者の許可が必要とされたこと、同法第 50条においては都道府県知事が浸水想定区域に存する施設について一定の要件を満 たすものを指定津波防護施設として指定することができることとしているところ、同 法第52条に基づいて、当該指定津波防護施設の改築等をしようとする者は都道府県 知事に一定の届出が義務づけられたこと、同法第56条では市町村長が警戒区域内に 存する施設について一定の要件を満たすものを指定避難施設として指定することがで きることとしているところ、同法第58条に基づいて、当該指定避難施設の管理者は、 改築等の当該指定避難施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に 一定の届出が義務づけられたこと、さらに、同法第60条では市町村長が円滑かつ迅 速な避難の確保を図るため、警戒区域内の施設で一定の基準に適合するものの所有者 等と管理協定を締結し、当該施設の避難用部分の管理を市町村長が自ら行うことがで きるとしているところ、同法第68条に基づいて、公告のあった管理協定については、 その公告のあった後において当該管理協定に係る協定避難施設の所有者等となった者 に対してもその効力があることとされたことから、宅地建物取引業法施行令において 所要の改正を行う。

3. 宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3、第16条の4の7及び第19条の2 の改正点(別紙3参照)

津波法で新たに規定された「津波災害警戒区域」は、国土交通大臣が定める津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難態勢を特に整備すべき土地の区域として都道府県知事が指定するものであり、同区域内においては、ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施、指定避難施設の指定等の避難の円滑化の措置を講ずることとされていることから、宅地建物取引業法施行規則において所要の改正を行う。

4. 賃貸住宅管理業務処理準則第8条の改正点(別紙4参照)

上記の宅地建物取引業法施行規則の改正を踏まえ、これらの条項を引用する賃貸住 宅管理業務処理準則において所要の改正を行う。

の整備に関する政令 新旧対照条文 津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令

○ 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)	第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)
で	で完
十九の二 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第一〜十ナ (略)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)
第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定め	第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定め
るものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に	るものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に
掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含	掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含
む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法	む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法
施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定によ	施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定によ
り、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又	り、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又
は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及	は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及
び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による	び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による
ものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする	ものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする
0	0

一~二十 (略)	一~二十 (略)
二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第	
五十二条第一項、第五十八条及び第六十八条	
二十一~三十四(略)	二十一~三十四 (略)
2 • 3 (略)	2 · 3 (略)

0

_
傍線
線
\mathcal{D}
部
分
分は
汝
E
部
分

2•3 (略)	2・3 (略)
	一号)第六十四条第四頃及び第五頃 三十五 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十
一~三十四 (略)	一~三十四 (略)
0	0
ものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする	ものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする
び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による	び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による
は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及	は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及
り、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又	り、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又
施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定によ	施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定によ
む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法	む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法
掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含	掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含
るものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に	るものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に
第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定め	第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定め
(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)
現行	改正案

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
\sim

条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲四 当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容 当該建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七七のを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七七のを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七七のを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七七のを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関する基本方針のうち同年法律第百二十三号)第五十三条第一項により指定された津	三 当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律(平成二一~二 (略)	号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする 特十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の方買又は交換の契約にあつては第一号から第三号までに掲げるもの、建物の方買又は交換の契約にあつては第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号の、宅地の貸借の契約にあつては第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号から第五号まで及び第七号から第二号までに掲げるものとするの。	改正案
条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する基本方針のうち同四 当該建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したているときは、その内容 当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録され三 当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録され	〜 (略)	号まで及び第六号から第十一号までに掲げるものとする。 号まで及び第六号から第十一号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第五号までに掲げるもの、建物の売買又は変換の契約にあつては第一号から第五号までに掲げるもの、建物の売買又は第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号まで及び第六号から第十一号までに掲げるものとする。	現行

げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二

口 建築士法 一第一項に規定する指定確認検査機関 (昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規

+

定する建築士

住宅の品質確保の促進等に関する法律 一号)第五条第 項に規定する登録住宅性能評価 (平成十一年法律 機関 第八

地方公共団体

に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、 当該建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第 台所、浴室、便所その他の当該建物の設備の整備の状況 、その旨 一項

九八七 契約期間及び契約の更新に関する事項

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六 とするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは その旨 :地権で同法第二十二条の規定の適用を受けるものを設定しよう 借地借家法 第五十二条の規定の適用を受けるものをしようとするときは (平成三年法律第九十号) 第二条第一号に規定する

的であるときにあつては、 (当該建物が区分所有法第二条第一 当該宅地又は建物の用途その他の利用に係る制限に関する事項 第十六条の二第三号に掲げる事項を除 項に規定する区分所有権の目

約終了時において精算することとされている金銭の精算に関する 敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、 契

十二 当該宅地又は建物 定する区分所有権の目的であるものを除く。)の管理が委託され (当該建物が区分所有法第二条第 一項に規

> げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容 イ 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二

口 十一第一項に規定する指定確認検査機関 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規

定する建築士

十一号)第五条第 住宅の品質確保の促進等に関する法律 項に規定する登録住宅性能評価 (平成十一年法律 機関

地方公共団体

六 五. に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、 台所、浴室、便所その他の当該建物の設備の整備の状況 当該建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項 、その旨

七 契約期間及び契約の更新に関する事項

借地権で同法第二十二条の規定の適用を受けるものを設定しよう 号)

第五十二条の規定の適用を受けるものをしようとするときは 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六 とするとき、又は建物の賃貸借で同法第三十八条第一項若しくは その旨 借地借家法 (平成三年法律第九十号) 第二条第一号に規定する

九 的であるときにあつては、 (当該建物が区分所有法第二条第一項に規定する区分所有権の目 当該宅地又は建物の用途その他の利用に係る制限に関する事項 第十六条の二第三号に掲げる事項を除

終了時において精算することとされている金銭の精算に関する事 敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、 契約

定する区分所有権の目的であるものを除く。 当該宅地又は建物 (当該建物が区分所有法第二条第)の管理が委託され 項に規

務所の所在地)、その商号又は名称)及び住所(法人にあつては、その主たる事、その商号又は名称)及び住所(法人にあつては、その主たる事ているときは、その委託を受けている者の氏名(法人にあつては

項を定めようとするときは、その内容十三 契約終了時における当該宅地の上の建物の取壊しに関する事

(法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項)

は第一号から第七号までに掲げるものとする。まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつてる事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号から第三号第十六条の四の七 法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定め

一~二 (略)

あるときは、その旨 る法律第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内に三 当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関す

結果が記録されているときは、その内容四、当該信託財産である建物について、石綿の使用の有無の調査の

震診断を受けたものであるときは、その内容の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐工事に着手したものを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関す五 当該信託財産である建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の五

- 査幾関イ - 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検イ - 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検

ロ 建築士法第二条第一項に規定する建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定す

務所の所在地)、その商号又は名称)及び住所(法人にあつては、その主たる事、その商号又は名称)及び住所(法人にあつては、その主たる事ているときは、その委託を受けている者の氏名(法人にあつては

項を定めようとするときは、その内容--- 契約終了時における当該宅地の上の建物の取壊しに関する事

(法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項

号から第六号までに掲げるものとする。 び第六号に掲げるもの、当該信託財産が建物の場合にあつては第一る事項は、当該信託財産が宅地の場合にあつては第一号、第二号及第十六条の四の七 法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定め

一~二 (略)

結果が記録されているときは、その内容 - 当該信託財産である建物について、石綿の使用の有無の調査の

震診断を受けたものであるときは、その内容の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐工事に着手したものを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関す回 当該信託財産である建物(昭和五十六年六月一日以降に新築の

ロ 建築士法第二条第一項に規定する建築士

ハ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定す

る登録住宅性能評価機関

ニ 地方公共団体

ときは、その旨律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅である六、当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法

いっしていることは、こう死兵でに関し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講て、当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履

じられているときは、その概要

履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結イ 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の

託する契約の締結 履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委外 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の

五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項)(法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十

第一号から第七号までに掲げるものとする。
び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合にあつては当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号から第三号まで及当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号から第三号まで及当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号がら第三号まで及当該の出土交通省令で定める事項は、第十九条の二の六、法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用

~二 (略)

三 当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関す

る登録住宅性能評価機関

ニ 地方公共団体

ときは、その旨 律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅である 当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法

じられているときは、その概要行に関し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講行に関し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履

履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の

契約の締結 履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する 電行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の

託する契約の締結 履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委外 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の

条第三項第七号の国土交通省令で定める事項)(法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五

から第六号までに掲げるものとする。 号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合にあつては第一号当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号、第二号及び第六当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号、第二号及び第六第に掲げるもの、 法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用

~二 (略)

る法律第五十三条第 項 により指定された津波災害警戒区域内に

あるときは、 その旨

四 結果が記録されているときは、 当該信託財産である建物について、 その内容 石綿の使用の有無の調査

五. 震診断を受けたものであるときは、 の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐 る法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号 工事に着手したものを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関す 当該信託財産である建物 (昭和五十六年六月一日以降に新築の その内容

査機関 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検

口 建築士法第二条第一項に規定する建築士

る登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定す

地方公共団体

律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅である 当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法

ときは、

その旨

じられているときは、その概要 行に関し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履

履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任

口 履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する 契約の締結 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の

当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の

三 結果が記録されているときは、 当該信託財産である建物について、 その内容 石綿の使用の有無の調 査

兀

震診断を受けたものであるときは、 の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐 る法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号 工事に着手したものを除く。)が建築物の耐震改修の促進に関す 当該信託財産である建物 (昭和五十六年六月一日 その内容 以降に新築の

建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検

査機関

イ

口

建築士法第二条第一項に規定する建築士

る登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定す

地方公共団

五. ときは、 律第五条第一項に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅である 当該信託財産である建物が住宅の品質確保の促進等に関する法 その旨

じられているときは、 行に関し保証保険契約の締結その他の措置で次に掲げるものを講 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履 その概要

イ 履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任

口 履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する 契約の締結 当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任

当該信託財産である宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任

二〜四 (略) 二条 までに掛ける事項	一一〜四 (略) 一条がら第十三をすてにおける事項
しまなが第十号から第十二号までこ掲げる事頁(昭和三十二年建設省令第十二号)第十六条の四の三第七号、第	ユテ及バ第十一号から第十三号までこ場げる事頁 (昭和三十二年建設省令第十二号)第十六条の四の三第八号、第
条第一項第七号から第九号まで並びに宅地建物取引業法施行規則	条第一項第七号から第九号まで並びに宅地建物取引業法施行規則
一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三十五	一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三十五
て説明しなければならない。	て説明しなければならない。
も次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付し	も次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付し
成立するまでの間に、賃貸人となろうとする者に対して、少なくと	成立するまでの間に、賃貸人となろうとする者に対して、少なくと
人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が	人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が
第八条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借	第八条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借
等)	等)
(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明	(転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明
現行	改正案